

千葉県告示第785号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として確認したので、同法第58条の11第1項の規定により告示します。

令和5年9月25日

千葉市長 神谷俊一

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設の所在地	子ども子育て支援施設等の種類	確認年月日
(福) 大きな家族	小倉台保育園	若葉区小倉台 4-6-2	一時預かり事業	令和5年10月1日